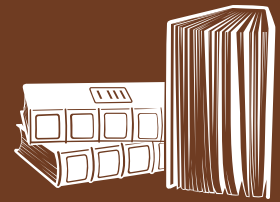




暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します。

ホテルの宿泊客（原告）が、ビュッフェ形式で朝食を摂る際に床が水で濡れていたために転倒し負傷したと主張し、ホテル側（被告）が自分で転倒しその際に水がこぼれたと争ったが、原告の主張が認められ、ホテル側の損害賠償責任が認められた事例

Xが、Y1経営のホテルに妻Aとともに宿泊し、食堂においてビュッフェ形式での朝食を摂る際に、水で濡れていた床面に足を滑らせて転倒し右膝内障等の傷害を被ったと主張し、Y1はこの事実を争ったが、Xの主張が認められた。そのうえで、Y1につき、本件水濡れに対する適切な対応をしなかったものと認め、宿泊契約上の安全配慮義務の違反また不法行為上同様の過失による責任が認められたが、ホテルの建物所有者Y2については責任が否定された。

（東京地方裁判所令和4年9月29日判決、LEX/DB）

原告：X（消費者）
被告：Y1（ホテル経営者）、
Y2（ホテルの建物所有者）

事案の概要

1. 転倒事故まで

X（男性・事故当時60歳代、時間講師）は、妻Aとともに、2016年11月下旬、Y1の運営するR県所在のホテル（以下、本件ホテル）に宿泊し、翌日朝、朝食を摂るため食堂に赴いた。Xは、本件ホテルから提供された浴衣のほか、素足にスリッパを着用していた。Xは、右変形性膝関節症の既往症を有していた。食堂はビュッフェ形式の朝食会場として設営されていた。

2. 転倒事故発生の経緯

(1) X側の主張

Xが本件食堂に赴いたとき、本件食堂を利用していた客は数人程度であり、混雑している状況にはなく、本件ホテルのスタッフも数人いた。Xは、午前7時30分頃、トレーに米飯、味噌汁及び惣菜等を載せ、別の料理置き場に向かう途中の本件転倒事故場所に差しかった。同場所に床面の直径約50～60cmくらいの範囲の水で濡れた箇所があり（以下、本件水濡れ）、Xは、これに気づかず、足を滑らせ、右膝をひねり、後ろ向きに尻餅をつくかたちで転倒し、右肩もテーブルにぶつめた（以下、本件事故）と主張した。

(2) Y側の反論（本件水濡れを争う）

Yらは、本件水濡れを争い、本件食堂には、4～5人の飲料スタッフがあり、水濡れ等があれば速やかに清掃されるはずである、Xの陳述書等に記載の事故態様は詳細ではなく客観性に欠ける、Xが転倒の際に、惣菜等の汁等により本件水濡れが生じたものと主張した。

3. 転倒事故後の経緯

本件ホテルの従業員が転倒したXに気づき、氷嚢を持参するなどして介助したが、Xの痛みが改善されず、痛みが増してきたことから、従業員に救急車を依頼し、午前10時頃に同県の総合病院Pに救急搬送された。Xは、同病院において、「右膝前十字靱帯損傷（疑い）、腰部打撲、右肩打撲」と診断され、膝関節装具の給付が必要であるとの判断を受けた。Xは、居住地に戻った後、病院Qにおいて、2016年11月下旬から2019年3月下旬まで通院治療を受け（合計33日）、その後も、2019年5月下旬から2021年1月中旬（合計14日）、通院治療を受けた。

4. 本件訴訟の提起

Xは、右膝内障（半月板損傷等）などの傷害を被り、時間講師としての勤務ができなかったなどと主張して、Y1に対し宿泊契約に基づく安



全配慮義務違反等に基づく債務不履行又は不法行為に基づき、Y 2 に対し民法709条又は同法717条1項に基づき、連帯して、Xが本件事故により受けた損害の賠償を求めて訴訟を提起した。

5. 本件における争点

本件における争点は、① Y らが本件事故について安全配慮義務違反等の過失があったか否か(床面が濡れていたか、Y らにおいて本件事故を回避し得たか等)、② 損害発生の有無及びその額、及び、③ 過失相殺及び素因減額の可否である。以下の説明では、②については省略する。

理由(Xの請求一部認容)

1. 床面が水で濡れていたか(事実認定)

(1) 推定を基礎づける事実

Y らは本件水濡れの存在を否定し、Xの転倒の際のトレーからの漏出の可能性等を主張する。しかし、① Xは、本件事故後、総合病院Pに救急搬送され、本件水濡れの存在を含めた転倒の経過について詳細に説明しており、その後も本件事故の態様についておおむね一貫した説明をしている。② 本件食堂におけるビュッフェ形式での朝食スタイルの性格上、他の宿泊客等がトレーから飲料水、汁物等を床に落とす可能性がある。そして、③ 本件食堂に所在した本件ホテルの従業員もせいぜい数名程度であり、本件水濡れの存在を看過した可能性もある。

(2) Y らの反証の否定

Y らは、本件事故を直接目撃した従業員はならず、本件事故後、Xに対応した従業員から報告を受けたとする別の従業員、同従業員からさらに報告を受けた本件食堂の管理者Bがいた旨主張し、Bの証人尋問の申請が撤回されたため、Y らの従業員に対する尋問はされていない。Y からは、Bの陳述書を提出するのみであり、それも従業員からの報告の伝聞に過ぎないこと、本件ホテル側で作成した事件事故報告書を参照しても、ごく簡単な内容であって、本件事故の発生後に転倒箇所、転倒原因等について詳細な調査をした形跡もうかがわれず、結局のところ、Y 時から、本件事故当時の従業員等の供述等を踏ま

えた本件事故の原因等について適切な反証がされていないことなどに鑑みると、前記(1)の認定を妨げる事情はない。

2. Y らの責任について

(1) Y 1 の責任(肯定)——反証否定

Y 1 は、本件ホテルの管理、運営者であり、Xとの宿泊契約に基づき、宿泊者の身体等の安全に配慮すべき義務を負う。① 本件食堂がビュッフェ形式であり、時間帯に応じて相当数の宿泊客が利用することが見込まれていた。② 宿泊客がトレーを利用した惣菜等の運搬等により、床面が飲料水、惣菜の汁等により水濡れの状況が生じ得ることも予見し得た。③ 本件食堂が相当程度の広さであって、料理置き場等が点在していることから、水漏れ、汁漏れの箇所も同様に点在するケースもあることを認識し得た。④ 本件食堂の床材がビニール製であって、水等が浸透しにくい一方で、本件食堂の利用者が本件ホテルから提供されたスリッパを用いるなど、床面の状況等では滑りやすい環境であったことは否めない。⑤ Xが転倒した料理台付近に本件ホテルの従業員がいたとか、あるいは本件水濡れがXの本件転倒場所の通過直前に発生していたことを認めるに足りる適切な証拠はない。総じて本件水濡れの有無、水濡れ等に対する本件ホテルの対処の有無、本件事故の経過についてY 1 から適切な反証がされていない。

そうすると、本件事故は、Y 1 がその原因となった本件水濡れに対する適切な対応をしなかったことに起因するものであって、Xとの宿泊契約上の安全配慮義務に違反したものと認められ、不法行為上も同様の過失責任を負う。

(2) Y 2 の責任(否定)

Y 2 が本件ホテルの管理、運営を担っていたことを認めるに足りる適切な証拠はない。本件食堂の床面が前記のビニールで覆われていることを考慮しても、同ビニールが一般に転倒を誘発することをうかがわせる適切な証拠もないことに照らすと、上記床に設置又は保存^{かし}に関して瑕疵があるとはいえない。



3. 過失相殺及び素因減額

(1) 過失相殺(否定)

Yらは、Xがトレーを抱えるなか、前方を注視し、慎重に歩行していれば本件事故は発生しなかったと、過失相殺を主張する。しかし、Xが殊更に転倒しやすい態様で歩行していたとは認め難く、また、Xが本件水濡れを容易に発見し得る状況であったことをうかがわせる証拠もない。本件において、Xに過失相殺として取り上げるほどの過失があるとまではいえない。

(2) 素因減額(否定)

Yらは、本件傷害のほとんどはXの既往症である右変形性膝関節症を起因するものであるとして素因減額を主張する。確かに、Xは、元々、右変形性膝関節症の既往症を有していたところ、同関節症は、膝関節軟骨の硬化による変形とされ、加齢によって悪化すること、主な症状としては膝の痛みと水腫とされており、また、1989年頃、右膝半月板の手術も受けていた。しかし、Xのかかる既往症から本件事故以前に教員としての勤務に特段の支障があったことを認めるに足りる適切な証拠はない。慰謝料の判断において考慮したこともあり、損害額に関する前記認定判断を左右するものはない。

4. 結論: Y 1 に対する請求の一部認容

①治療費等の積極的損害合計約46万円を認めるが、②逸失利益については、右膝の痛みはXの主張するような後遺障害等級12級に相当するとは認めない。③時間講師として児童生徒の指導にかかわることができなくなったこと等を考慮して、200万円の慰謝料が認められている(弁護士費用25万円をプラスして、合計約271万円の賠償が命じられている)。



解説

1. 客の転倒事故に対する安全配慮義務

スーパー、コンビニ、デパート等の店舗の経営者が、買物客に対して不法行為上の安全配慮義務を負い、また、ホテルや飲食店が客に対して、契約上の安全配慮義務を負う。本判決もこのことを認めており、特に目新しい判断はない。

2. 判例の事例は多様また結論も多様

(1) 床が濡れていた事例

(A) 責任肯定判例

参考判例②③⑤⑦⑧⑨⑩は、床が濡れていて客が転倒した事例である。④は、雨の日に床が濡れていた事例で、床材が特に滑りやすいものであったため店舗の責任を認める。②はコンビニで従業員が床の水拭き後、から拭きをしないままにした事例で、靴底がすり減っていたことから責任を否定したが、控訴審の③はそのような客に対しても安全を配慮すべきであるとして、店舗の責任を認め過失相殺で調整した。⑩はスーパーの野菜売場で、サニーレタスから水が滴り落ちた事例で店の責任を認める。

(B) 責任否定判例

参考判例④は、スーパーでの転倒事故につき、「本件店舗の床材は転倒事故を起こしやすいようなものではな」いこと等から、「床の管理について瑕疵があったとは認められず、また被告従業員において床の管理に関する注意義務違反があったとも認められない」として、スーパーの責任を否定する。⑦は、コンビニで雪の日に外から店に入ってきた客Xが転倒した事例で、出入口に外マットが敷かれており、Xがマットで靴の雪をよく払わずに入店したことが転倒の原因として、コンビニの責任を否定している。

(2) 他の客が何かこぼしたなどの事例

(A) 責任肯定判例

参考判例⑥は、スーパー内のアイスクリーム専門店の特売日に、アイスクリームを購入した客がこれを床に落とした事例で、スーパーの責任を認めている。

(B) 責任否定判例

参考判例①は、職員食堂での他の客が床にこぼした汁による転倒事故につき、「本件食堂ないし本件人造石の床が常に滑りやすくなっているわけではなく、食堂の性質上不可避免的に何かこぼれて滑りやすくなることもある」こと、「本件食堂が職員食堂であること、従前転倒事故がなかったこと、転倒したからといって格別の重大な結果が生ずることは予想し得なかったこと



等々」から、経営主体の責任を否定する。**参考判例⑪**は、スーパーで、レジ前通路に他の客がカボチャの天ぷらを落としていた事例で、夕方の混み合った時間帯でレジ前に客が列をなしていることから、スーパー側の確認義務などを否定しその責任を否定する(第1審判決である⑨が責任を認めていたのを変更した)。

3. 本判決の注目すべき点

(1) 床の本件水漏れの証明

床に水がこぼれていたか、それが原因で転倒したのかが争われ、その証明を認めた点が、本件では特に注目される。

(A) 事実上の推定

床が濡れていたことは、Xが証明責任を負う。客側に、①走っていたとか、②脚に障害があったとか特段の事情がなければ、普通には転倒は生じないため、転倒の事実から、水や食品が落ちていたという事実上の推定が認められる。

(B) 反証しなければいけないか

Xは、①素足にスリッパであった、②右変形性膝関節症の既往症を有していたというのであるから、勝手にバランスを崩し転倒し、それでこぼした飲み物により床が濡れた可能性がある。Y側は、事実上の推定を揺るがすだけでよく、床が濡れていなかったという証明は不要である。ただし、直前に他の客がこぼしたといった特段の事情は、Y側に証明責任が認められる。

(C) 被害者に有利な認定

参考判例⑫は、因果関係の証明につき、「経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性」の証明を要求し、「通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであること」を必要とする。確信まで必要であり、2つの可能性のうちより可能性が高いという程度では足りない。本判決は、認定がかなり被害者寄りの運用をしている印象を受ける。

(2) 過失相殺・素因減額

(A) 過失相殺

本判決は、Xが殊更に転倒しやすい態様で歩行していたとも、Xが本件水濡れを容易に発見

し得る状況であった証拠もないことから、過失相殺を否定している。しかし、Xは素足にスリッパで、右変形性膝関節症の既往症を有していたので、床が濡れている可能性が予見できるというのであれば、Xの過失相殺を否定するのは、**参考判例③⑤⑧⑨⑩**との関係では疑問となる。

(B) 素因減額

右変形性膝関節症の既往症は素因減額されていない。Y等により転倒事故後の素因の傷害発生への寄与のみ主張されているが、右変形性膝関節症の転倒事故発生への寄与も考えられる。

4. まとめ(本判決の先例価値)

本事例では、床が濡れていたことの証明が問題とされ、本判決はこれを認め、それをXの転倒の原因と認定している。素足にスリッパで、右変形性膝関節症の既往症を有していたことを、過失相殺また素因減額で考慮しない点も含め、控訴審でこのまま維持されるかは確言できない。

参考判例

- ①東京高等裁判所昭和63年9月28日判決(『判例時報』1294号37ページ)
- ②大阪地方裁判所平成12年10月31日判決(『判例時報』1764号67ページ)
- ③大阪高等裁判所平成13年7月31日判決(『判例時報』1764号64ページ)
- ④名古屋地方裁判所岡崎支部平成22年12月22日判決(『判例時報』2113号119ページ)
- ⑤福岡地方裁判所小倉支部平成23年11月28日判決(未公開)
- ⑥岡山地方裁判所平成25年3月14日判決(『判例時報』2196号99ページ)
- ⑦名古屋地方裁判所平成25年11月29日判決(『判例時報』2210号84ページ)
- ⑧東京高等裁判所平成26年3月13日判決(LEX/DB、『判例時報』2225号70ページ)
- ⑨東京地方裁判所令和2年12月8日判決(裁判所ウェブサイト)
- ⑩東京地方裁判所令和3年7月28日判決(LEX/DB)
- ⑪東京高等裁判所令和3年8月4日判決(『判例タイムズ』1501号90ページ)
- ⑫最高裁判所昭和50年10月24日判決(『民集』29巻9号1417ページ、東大ランバル事件判決)